

議案第 1 号

東区栄東地区、豊平区豊平地区及び月寒・東月寒地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針について

令和7年(2025 年)6月 26 日提出

教育長 山根 直樹

東区栄東地区、豊平区豊平地区及び月寒・東月寒地区の学校規模適正化等に関する取組みについては、各地区の「学校配置検討委員会」から提出された意見書の趣旨を最大限尊重し、別紙のとおり進めて行くこととする。

(理 由)

検討委員会から提出された意見書については、子どもたちの教育環境の向上に資する内容であり、最大限尊重すべきものと考えられることから、本案を提出する。

東区栄東地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針（案）

1 主な検討経過

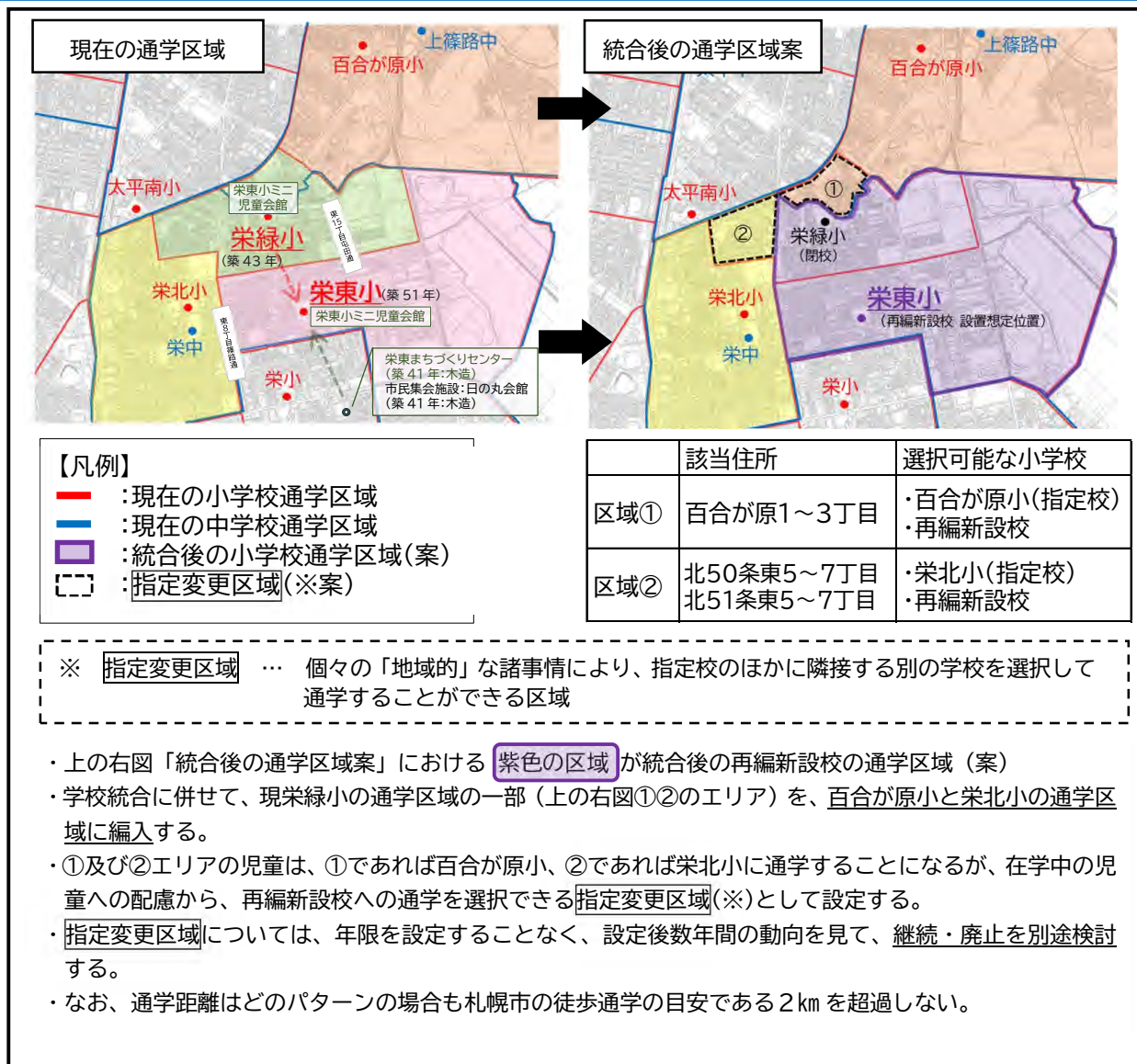
- ・ 令和3年度、地域・保護者に対して「栄緑小と栄東小の再編統合（栄東小敷地で施設改築を実施）により学校規模適正化を図り、併せて地区会館機能を含めたまちづくりセンター及び児童会館を複合する」札幌市の取組案を提示。地域や保護者との意見交換及び住民説明会を開催。
- ・ 令和4年度（令和5年2月）より、保護者や地域の代表者等からなる「学校配置検討委員会」を設置・運営し、栄緑小・栄東小の学校規模適正化により想定される課題と必要となる対応に関する協議を継続して実施。
- ・ 令和7年2月開催の第9回検討委員会をもって、同委員会における協議が終了。
- ・ 6月13日には、同委員会の菊地裕嗣代表委員（栄東連合町内会会長）より、これまでの検討を踏まえた「意見書（別添資料参照）」が教育長に手交された。

開催日		検討経過
令和3年	12月8日	栄東・栄西・太平百合が原連町 地域との意見交換（市教委・札幌市）①
令和4年	6月、9月	栄緑小PTA役員、学校との意見交換会（市教委） ①6/8 ②9/14 ③9/22
	7月14日	栄東小PTA役員、学校との意見交換会（市教委）
	9月8日	栄東・栄西・太平百合が原連町 地域との意見交換（市教委・札幌市）②
	12月10日	「栄東地区 学校配置検討委員会」に関する住民説明会 ①
	12月11日	〃 ②
令和5年	2月21日	第1回 学校配置検討委員会 ※以降、開催後に委員会ニュースを地域配付（ホステイング）
	6月、9月	第2回 学校配置検討委員会（6/6） 第3回 学校配置検討委員会（9/12）
	12月	第4回 〃（12/12開催）
令和6年	3月、6月	第5回 〃（3/5開催） 第6回 〃（6/4開催）
	9月、11月	第7回 〃（9/3開催） 第8回 〃（11/19開催）
令和7年	2月18日	第9回 学校配置検討委員会（協議終了）
	6月13日	栄東地区 学校配置検討委員会より意見書の提出
	9月中旬頃	栄東地区 学校規模適正化等に関する住民説明会

2 今後の取組方針（案）

- ・ 検討委員会から提出された意見書を尊重し、両校を再編するとともに、栄東小学校の敷地に新築する新設校の校舎・屋内運動場と、併設する地区会館・まちづくりセンター及び児童会館の工事設計を進めるほか、後年次には、新設校の校名等や通学安全に関する検討を行っていく。
- ・ 開校時期については、現時点においては未定（開校時期は、設計の進捗にしたがって定まる工事スケジュールにより明確となる予定。設計から工事完了まで6～7年ほど要すことを想定。）。

栄東地区（栄東小・栄緑小）の再編後の通学区域図（案）



◆ 両校の児童数及び学級数について（推計値）

	R 6		R 7		R 8		R 9		R 10		R 11		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
栄緑小	251	11	248	11	244	11	228	10	209	9	192	8	167	7
栄東小	434	15	436	16	428	16	422	16	409	15	387	14	366	14

※ 令和6年5月1日現在の住基データ等に基づく推計値（R6年度作成推計）

※ 児童数及び学級数には特別支援の児童数・学級数を含まない。

※ R7年度以降の学級数は、少人数学級編制の全学年適用で推計

令和7年(2025 年)6月 13 日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市教育長 山根 直樹 様

栄東地区学校配置検討委員会

代表委員 菊地 裕嗣

「栄緑小学校と栄東小学校を中心とした学校施設
・地域コミュニティ施設の再構築」に関する意見書

記

1 栄東地区の小学校再編とまちづくりセンター(地区会館含む)及び児童会館
の複合化について

(1) 小学校再編の考え方

児童の教育環境の向上を図る観点から、栄東地区の栄緑小学校と栄東小学校を再編する。

(2) 小学校再編の実施方法

ア 児童の通学距離や学校敷地の面積、建築物の耐用年限等を考慮し、現在の栄東小学校敷地を活用して再編する。

イ 再編にあたっては、既存の学校施設では再編後の児童を収容できないこと、また、施設の老朽化の状況を踏まえ、栄東小学校校舎を改築し、両校の児童が新しい気持ちで通学できるよう十分な配慮を行うこと。

(3) まちづくりセンター、地区会館、児童会館の複合化

札幌市の地域コミュニティ施設の複合化の方針に基づき、地区会館機能を含めた栄東まちづくりセンター、児童会館を複合化することとし、その運用にあたっては児童の安全確保や学習環境の向上、地域住民の利便性などに最大限配慮すること。

(4) 再編時期

建築資材や人材の不足、近年の建築事業にかかる社会情勢を踏まえると、工事等のスケジュールが見通せない状況にあるが、一年でも早く改築による教育環境の整備がなされ、再編が実現するよう最大限の配慮を行うこと。

2 通学区域案等

小学校再編後の通学区域は、栄緑小学校と栄東小学校の通学区域を合わせたものを基本とするが、再編により通学距離が長くなる児童に配慮し、より近い別の小学校があるエリアを含む以下の区域は、再編を契機に通学区域の一部見直しが行われることを望む。

一方、栄緑小で共に過ごした友だちと一緒に再編後の小学校へ通学することを希望する児童にも配慮し、この通学区域の見直しにあたっては、対象区域を「指定変更区域」として設定するなどにより、変更後の小学校、再編後の小学校のいずれの学校にも通学できるように配慮すること。

通学区域見直しの対象区域		現在の指定校	見直し後の指定校
①	北区百合が原1～3丁目	栄緑小	百合が原小
②	東区北 50 条東5～7丁目 東区北 51 条東5～7丁目		栄北小

3 通学安全に関する要望等

通学路の安全確保は、地域が主体となり、学校と連携して進めていくものである。

したがって、学校再編後は、通学距離が長くなる児童や通学路が変更される児童もいるため、学校や保護者、地域等は、これまで以上に連携を深め、地域全体の課題として除雪を含めた児童の通学安全に関する取組を充実させていくことが肝要である。

札幌市と札幌市教育委員会は、これらの取組に協力支援するほか、児童が安全かつ円滑に通学できるよう十分配慮すること。

4 その他の要望

- (1) 学校再編に向けて、児童や保護者、学校間の交流事業等を推進し、再編後の小学校において児童や保護者が安心して活動を行える環境を整えること。

例えば、再編校の建設工事期間中は、栄東小学校のグラウンドを利用した教育活動や運動会などの行事に一定の制限が生じることが予定されるため、活動場所、会場は栄緑小学校を利用するなど、再編前の活動によって、学校間の交流が円滑に進むことを期待する。

- (2) 小学校の再編前後は、教職員の業務負担増が考えられることから、児童により良い教育環境を整えるため、教員の追加配置等に配慮すること。

- (3) 再編後は、地区会館機能を含めた栄東まちづくりセンター、児童会館が複合化されるため、自動車により来訪する住民も多くなることが見込まれることから、敷地を最大限に活用した設計となるよう配慮すること。

- (4) 再編後の小学校は、両校の特色ある教育内容やその歴史等に配慮しつつ、未来志向の「新しい学校づくり」を進めること。

なお、再編後の学校名は、別途検討する協議体を設置の上、意見書を提出することとする。

- (5) 栄緑小学校の跡活用は、栄緑小学校の閉校時期が見通せた段階において札幌市役所内部の公共利用の有無を調査することとし、活用意向がない場合には、別途検討する協議体を設置の上、地域の意見を十分に聞きながら、民間事業者による活用を前提とした活用方法を検討すること。

最後に、今回の再構築の取組により、子どもの教育環境の改善はもとより、この栄東地区が一層魅力ある地域になることを望みます。

豊平区豊平地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針（案）

1 主な検討経過

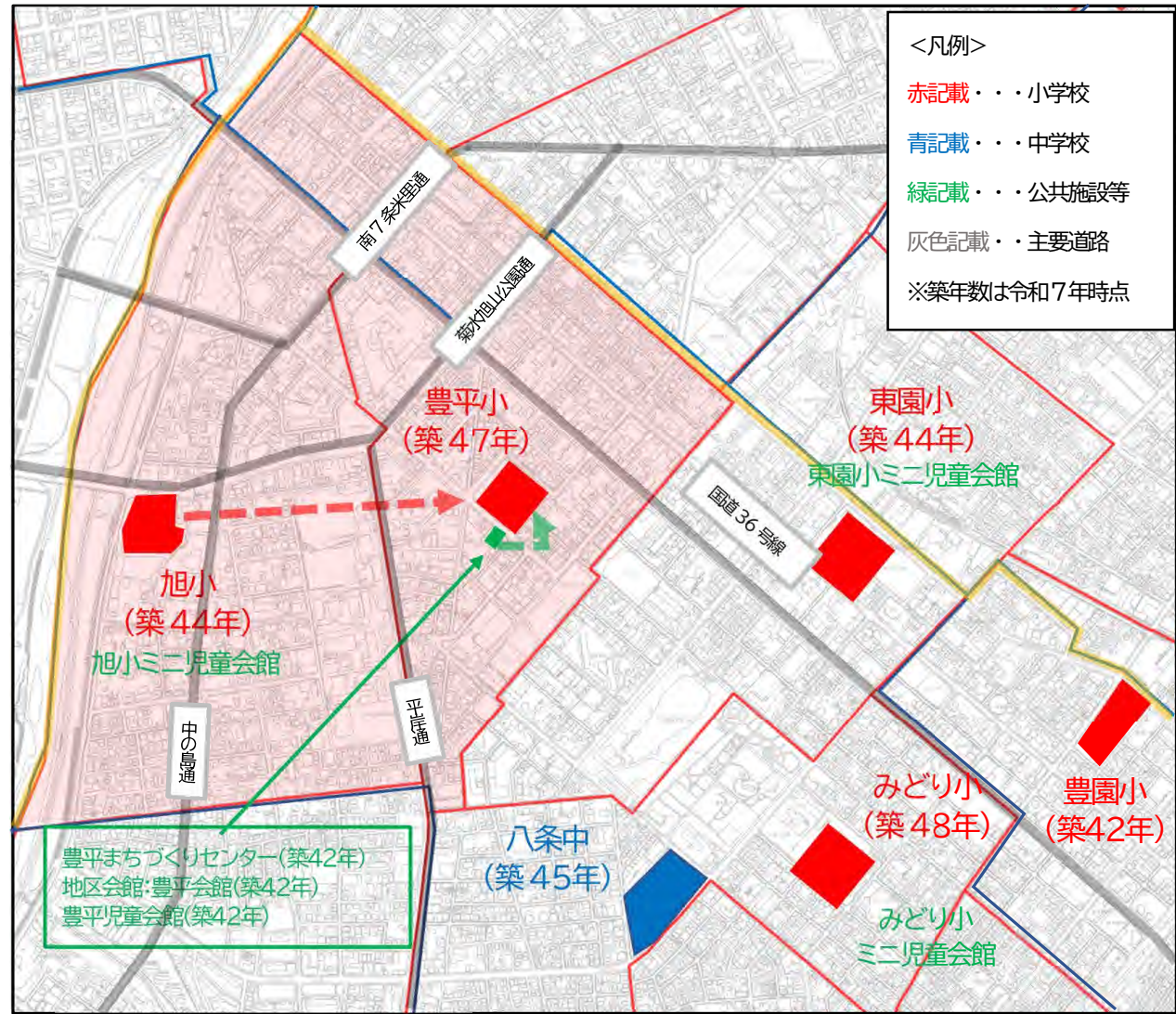
- ・ 令和3年度、地域・保護者に旭小学校と豊平小学校の再編に向けた札幌市の取組案を提示。地域や保護者との意見交換及びオープンハウス型住民説明会を開催。
- ・ 令和4年度（令和5年2月）より、保護者や地域の代表者等からなる「学校配置検討委員会」を設置・運営し、学校規模適正化を進めるにあたっての課題等についての協議を実施。
- ・ 令和7年3月開催の第9回検討委員会をもって、検討委員会における協議が終了。
- ・ 6月9日には、中川昭一代表委員（豊平地区町内会連合顧問・前会長）より、これまでの協議結果を踏まえた「意見書（別添資料参照）」が教育長に手交された。

開催日	検討経過
令和3年 12月9日	豊平地区町内会連合会 地域との意見交換（市教委・札幌市）①
令和4年 5月23日	旭小PTA役員、学校との意見交換会（市教委）
6月23日	豊平小PTA役員、学校との意見交換会（市教委）
8月30日	豊平地区町内会連合会 地域との意見交換（市教委・札幌市）②
10月27日	豊平地区町内会連合会理事会出席、説明
11月25日	「豊平地区学校配置検討委員会」に関する住民説明会 ①
11月26日	〃 ②
令和5年 2月9日	第1回 豊平地区 学校配置検討委員会
6月8日	第2回 〃
9月7日	第3回 〃
10月30日	検討委員会現地踏査①
12月15日	第4回 〃
令和6年 2月29日	検討委員会現地踏査②
3月12日	第5回 〃
6月18日	第6回 〃
9月24日	第7回 〃
12月11日	第8回 〃
令和7年 3月5日	第9回 豊平地区 学校配置検討委員会（協議終了）
6月9日	豊平地区 学校配置検討委員会より意見書の提出
9月上旬	豊平地区 学校規模適正化等に関する住民説明会

2 今後の取組方針（案）

- ・ 検討委員会から提出された意見書を尊重し、両校を再編するとともに、豊平小学校の敷地に建築する新設校の校舎・屋内運動場と、併設するまちづくりセンター、地区会館、児童会館の設計・工事を進めるほか、後年次には、新設校の校名等や通学安全に関する検討を行っていく。
- ・ 開校時期については、現時点においては未定（開校時期は、設計の進捗にしたがって定まる工事スケジュールにより明確となる予定。設計から工事完了まで6～7年ほど要することを想定）。

豊平地区（旭小・豊平小）の通学区域図



◆ 両校の児童数及び学級数について（R6 年度実績及び R7 年度以降の推計値）

	R 6		R 7		R 8		R 9		R 1 0		R 1 1		R 1 2	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
旭小	220	10	209	9	196	8	201	8	200	8	190	7	195	8
豊平小	354	12	344	12	346	12	343	12	352	12	359	12	344	12

- ※ 令和 6 年 5 月 1 日現在の住基データ等に基づく推計値（R6年度作成推計）
- ※ 児童数及び学級数には特別支援の児童数・学級数を含まない。
- ※ R 7 年度以降の学級数は、少人数学級編制の全学年適用で推計

令和7年(2025年)6月9日

札幌市長 秋元 克広 様
札幌市教育長 山根 直樹 様

豊平地区学校配置検討委員会
代表委員 中川 昭一

「旭小学校と豊平小学校を中心とした学校施設・地域
コミュニティ施設の再構築」に関する意見書

記

1 豊平地区の小学校再編及び豊平まちづくりセンター・地区会館（豊平会館）・豊平児童会館の複合化について

(1) 小学校再編の考え方

児童の教育環境の向上を図る観点から、豊平地区の旭小学校と豊平小学校を再編する。

(2) 小学校再編の実施方法

ア 児童の通学距離や建築物の耐用年限等を考慮し、現在の豊平小学校敷地を活用して再編する。

イ 再編にあたっては、既存の学校施設では再編後の児童を収容できないこと、また、施設の老朽化の状況を踏まえ、豊平小学校校舎を改築し、両校の児童が新しい気持ちで通学できるよう十分な配慮を行うこと。

(3) 豊平まちづくりセンター・地区会館（豊平会館）・豊平児童会館の複合化

札幌市の地域コミュニティ施設の複合化の方針に基づき、豊平まちづくりセンター・地区会館（豊平会館）・豊平児童会館を複合化することとし、その運用にあたっては児童の安全確保や学習環境の向上、地域の歴史の承継、地域住民の利便性などに最大限配慮すること。

(4) 再編時期

建築資材や人材の不足など、近年の建築事業にまつわる社会情勢を踏まえると、工事等のスケジュールが見通せない状況にあるが、一年でも早く改築を含めた教育環境の整備がなされ、再編が実現するよう最大限の配慮を行うこと。

2 通学区域案

小学校再編後の通学区域は、旭小学校と豊平小学校の現在の通学区域を合せたものにする。

3 通学安全に関する要望等

通学距離が長くなる児童や通学路が変更される児童もいることから学校や保護者、地域等は、より連携を深め、これまで実施していた対策も踏まえ、地域全体の課題として除雪を含めた児童の通学安全に関する取組を充実させていくことが必要と考える。

特に第4回・第5回・第8回の学校配置検討委員会にて協議された、通学安全の課題と対策に係わる協議内容を踏まえて検討することを望む。

札幌市と札幌市教育委員会は、これらの取組に協力するほか、児童が安全かつ円滑に通学できるよう十分配慮すること。

4 その他の要望

- (1) 小学校の再編に向けて、児童や保護者、学校間の交流事業等を実施するなどし、児童や保護者が安心して再編後の小学校における活動を行える環境を整えること。
- (2) 小学校の再編前後においては、教職員の業務負担増が考えられることから、児童により良い教育環境を整えるため、教員の追加配置等に配慮すること。
- (3) 再編後の小学校において、両校の特色ある教育内容やその歴史等に配慮しつつ、学校名も含めて未来志向の「新しい学校づくり」を進めること。
なお、「新しい学校づくり」の観点からは、再編後の学校名について、現在の両校の学校名をそのまま用いることは、慎重に考慮すべきものと思われる。
「新しい学校」にふさわしい名が別途検討されることを望みたい。
- (4) 旭小学校の跡活用については、旭小学校の閉校時期が見通せた段階において札幌市役所内部の公共利用の有無を調査することとし、活用意向がない場合には、地域の意見を十分に聞きながら、民間事業者への売却を前提とした活用方法を検討すること。

最後に、今回の再構築の取組により、子どもの教育環境の改善はもとより、この豊平地区が一層魅力ある地域になることを望みます。

豊平区月寒・東月寒地区の学校規模適正化等に係る 今後の取組方針（案）

1 主な検討経過

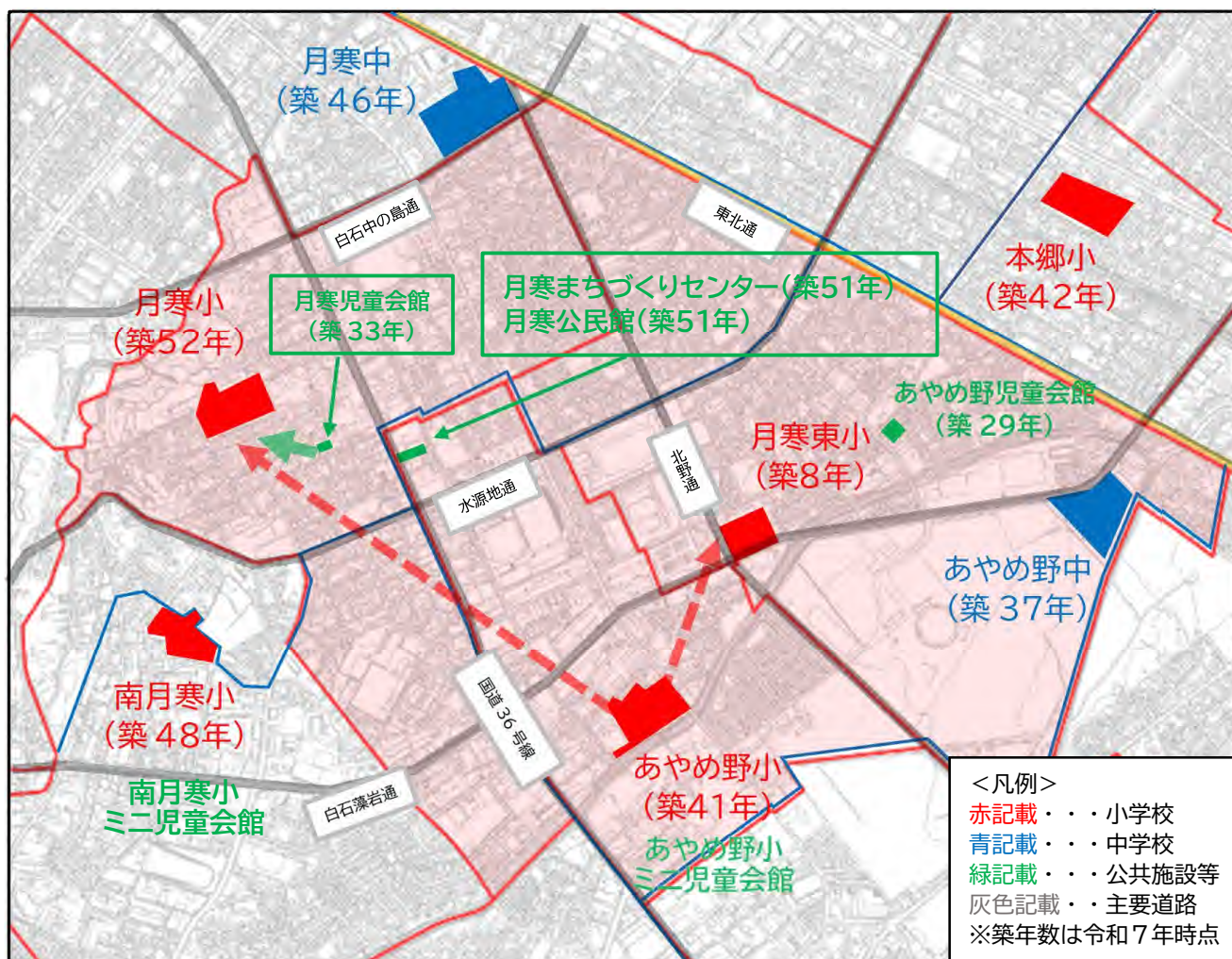
- ・ 令和3年度、地域・保護者にあやめ野小学校、月寒小学校及び月寒東小学校の再編（月寒小学校校舎及び月寒東小学校校舎を活用して再編を実施）に向けた札幌市の取組案を提示。地域や保護者との意見交換及び住民説明会を開催。
- ・ 令和4年度（令和5年2月）より、保護者や地域の代表者等からなる「学校配置検討委員会」を設置・運営し、あやめ野小、月寒小及び月寒東小の学校規模適正化を進めるにあたっての課題について協議を継続して実施。
- ・ 令和7年3月開催の第9回検討委員会をもって、同委員会における協議が終了。
- ・ 6月16日には、同委員会の山田良一代表委員（月寒・東月寒地区町内会連合顧問・前会長）より、これまでの検討を踏まえた「意見書（別添資料参照）」が教育長に手交された。

開催日	検討経過
令和3年 7月16日	月寒地区町内会連合会 地域との意見交換（市教委・札幌市）①
7月21日	東月寒地区町内会連合会 地域との意見交換（市教委・札幌市）①
11月18日	あやめ野小PTA役員、学校と意見交換会（市教委・札幌市）①
令和4年 5月12日	あやめ野小PTA役員、学校と意見交換会（市教委・札幌市）②
7月4日	あやめ野小PTA役員、学校と意見交換会（市教委・札幌市）③
8月3日	月寒小PTA役員、学校と意見交換会（市教委・札幌市）
8月17日	月寒地区町内会連合会 地域との意見交換（市教委・札幌市）②
8月26日	東月寒地区町内会連合会 地域との意見交換（市教委・札幌市）② 月寒東小PTA役員、学校と意見交換会（市教委・札幌市）②
12月16日	「月寒・東月寒地区学校配置検討委員会」に関する住民説明会 ①
12月17日	「月寒・東月寒地区学校配置検討委員会」に関する住民説明会 ①
令和5年 2月27日	第1回 月寒・東月寒地区 学校配置検討委員会
6月15日	第2回 //
9月19日	第3回 //
12月18日	第4回 //
令和6年 3月11日	第5回 //
6月24日	第6回 //
9月18日	第7回 //
12月16日	第8回 //
令和7年 3月10日	第9回 月寒・東月寒地区 学校配置検討委員会（協議終了）
6月16日	月寒・東月寒地区 学校配置検討委員会より意見書の提出
7月下旬	月寒・東月寒地区 学校規模適正化等に関する住民説明会

2 今後の取組方針 案(教育委員会会議への議案提出予定)

- ・ 検討委員会から提出された意見書を尊重し、両校を再編するとともに、後年次には、再編による児童数増に対応した教育環境の整備や通学安全等に関する検討を行っていく。
- ・ 開校時期については、現時点においては未定（開校時期は、設計の進捗にしたがって定まる工事スケジュールにより明確となる予定。設計から工事完了まで6～7年ほど要することを想定）。

月寒・東月寒地区（あやめ野小・月寒小、月寒東小）の通学区域図



※通学区域の変更等について、詳細は意見書参照

◆ 両校の児童数及び学級数について（推計値）

	R 6		R 7		R 8		R 9		R 10		R 11		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
あやめ野小	150	6	159	6	169	6	175	6	179	7	193	8	200	8
月寒小	501	17	467	16	455	15	420	14	425	15	402	14	390	13
月寒東小	541	18	545	19	549	19	526	18	511	18	503	17	477	16

※ 令和6年5月1日現在の住基データ等に基づく推計値（R6年度作成推計）

※ 児童数及び学級数には特別支援の児童数・学級数を含まない。

※ R7年度以降の学級数は、少人数学級編制の全学年適用で推計

令和7年(2025年)6月16日

札幌市長 秋元 克広 様
札幌市教育長 山根 直樹 様

月寒・東月寒地区学校配置検討委員会
代表委員 山田 良一

「あやめ野小学校、月寒小学校、月寒東小学校を中心とした
学校施設・地域コミュニティ施設の再構築」に関する意見書

記

1 月寒・東月寒地区の小学校再編及び児童会館の複合化について

(1) 小学校再編の考え方

児童の教育環境の向上を図る観点から、月寒・東月寒地区のあやめ野小学校、月寒小学校、月寒東小学校を再編する。

(2) 小学校再編の実施方法

ア 児童の通学距離や建築物の耐用年限等を考慮し、現在の月寒小学校及び月寒東小学校の敷地を活用して再編する。

イ 再編にあたっては、学校施設の築年数や、既存の学校施設では再編後の児童を収容できないことを踏まえ、月寒小学校校舎を改築し、月寒東小学校校舎を増築し、三校の児童が新しい気持ちで通学できるよう十分な配慮を行うこと。

(3) 児童会館の複合化

札幌市の地域コミュニティ施設の複合化の方針に基づき、児童会館を月寒小学校に複合化することとし、その運用にあたっては児童の安全確保や学習環境の向上に最大限配慮すること。

(4) 再編時期

建築資材や人材の不足など、近年の建築事業にまつわる社会情勢を踏まえると、工事等のスケジュールが見通せない状況にあるが、一年でも早く増改築を含めた教育環境の整備がなされ、再編が実現するよう最大限の配慮を行うこと。

2 通学区域案

現状の通学区域が小学校は別紙図面1、中学校は別紙図面4となっていて、月寒小学校の改築及び月寒東小学校の増築による学校施設の整備に先立って、小学校の通学区域については別紙図面2、中学校の通学区域については別紙図面5のとおりに通学区域を変更することを望む。

また、学校施設整備を経ての、小学校再編後の通学区域については、別紙

図面３のとおりに設定することを望む。

なお、別紙図面２及び別紙図面５のとおり通学区域変更が行われた場合、あやめ野小学校で一緒に過ごした友だちと同じ学校に通学できるよう、下記の区域においては「指定変更区域」を設定するなどにより、あやめ野小学校または月寒小学校、あやめ野中学校または月寒中学校のいずれの学校にも通学できるよう配慮されたい。

通学区域見直し・指定変更区域の対象区域	現在の指定校	見直し後の指定校	選択可能校
月寒東１条７丁目	あやめ野小学校	月寒小学校	あやめ野小学校
月寒中央通７丁目(６番～８番)	あやめ野中学校	月寒中学校	あやめ野中学校

※上記の表のうち、中学校の指定変更区域については、「あやめ野小学校に通学していた児童」があやめ野中学校を選択できるものとする。

３ 通学安全に関する要望等

通学距離が長くなる児童や通学路が変更される児童もいることから、学校や保護者、地域等は、これまで以上に連携を深め、地域全体の課題として除雪を含めた児童の通学安全に関する取組を充実させていくことが必要と考える。

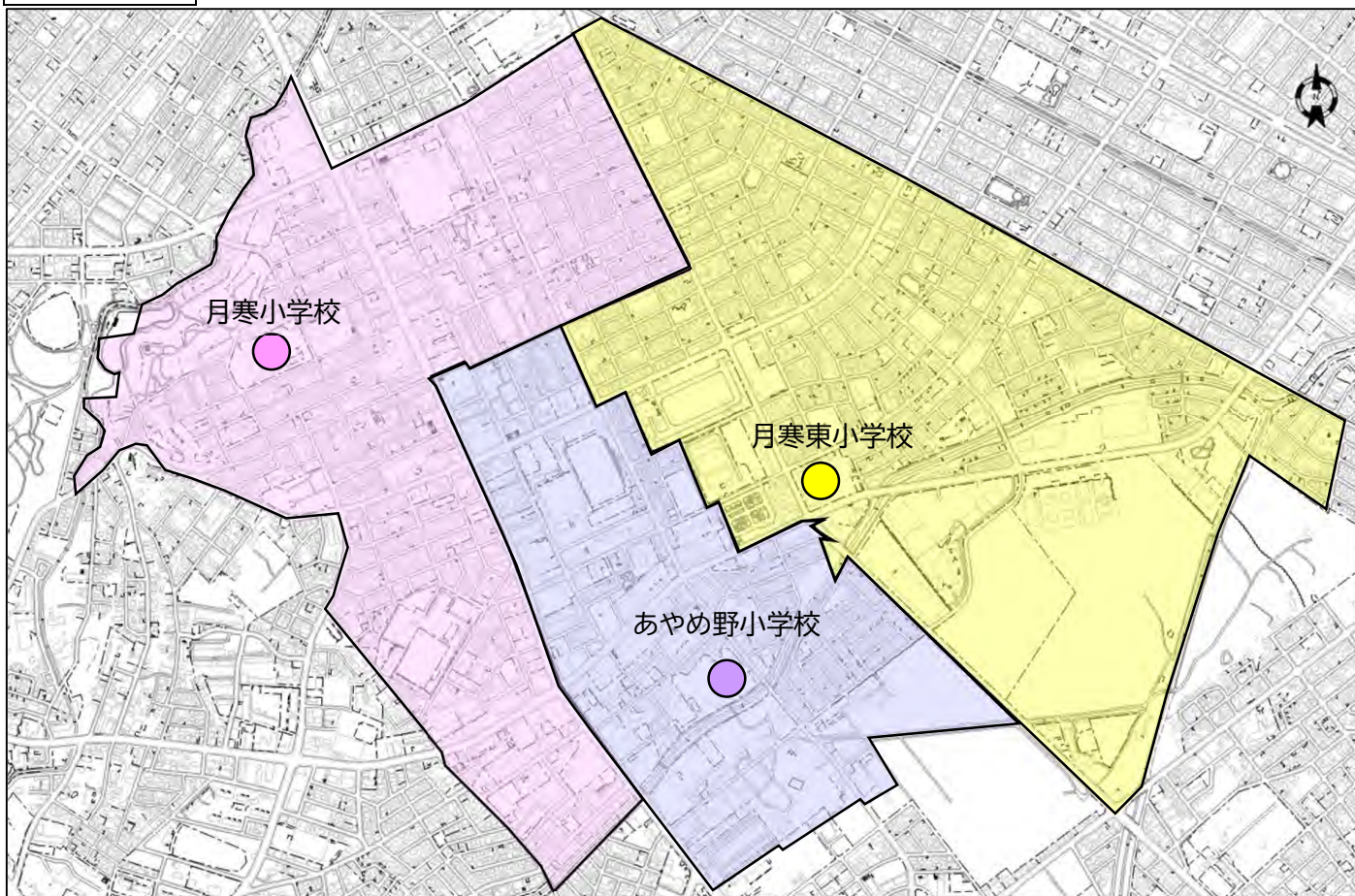
札幌市と札幌市教育委員会は、これらの取組に協力するほか、児童が安全かつ円滑に通学できるよう十分配慮すること。

４ その他の要望

- (１) 小学校の再編に向けて、児童や保護者、学校間の交流事業等を実施するなどし、児童や保護者が安心して再編後の小学校における活動を行える環境を整えること。
- (２) 小学校の再編前後においては、教職員の業務負担増が考えられることから、児童により良い教育環境を整えるため、教員の追加配置等に配慮すること。
- (３) 再編後の小学校においては、三校の特色ある教育内容やその歴史等に配慮しつつ、未来志向の「新しい学校づくり」を進めること。
なお、再編後の学校名については、新たな協議体を設置の上、検討を進めて頂きたい。その検討にあたっては、本検討委員会で出た意見も充分考慮の上検討すること。
- (４) あやめ野小学校の跡活用については、あやめ野小学校の閉校時期が見通せた段階において札幌市役所内部の公共利用の有無を調査することとし、活用意向がない場合には、新たな協議体を設置の上、地域の意見を十分に踏まえながら、民間事業者への売却を前提とした活用方法を検討すること。

最後に、今回の再構築の取組により、子どもの教育環境の改善はもとより、この月寒・東月寒地区が一層魅力ある地域になることを望みます。

別紙図面1 現状の小学校通学区域



あやめ野小学校

豊平区 月寒中央通 7 丁目(6 番～8 番) 月寒中央通 8 丁目(3 番～4 番) 月寒中央通 9 丁目(3 番) 月寒中央通 10 丁目(3 番～6 番) 月寒中央通 11 丁目(4 番～7 番) 月寒東 1 条 7 丁目～13 丁目 月寒東 2 条 8 丁目(1 番～2 番 4 番～5 番)	月寒東 2 条 9 丁目(1 番～6 番) 月寒東 2 条 10 丁目(1 番～2 番 3 番 1 号～2 号 39 号～44 号) 月寒東 2 条 11 丁目(9 番 11 号を除く) 月寒東 2 条 12 丁目 月寒東 2 条 13 丁目(1 番～2 番 4 番～5 番)
---	---

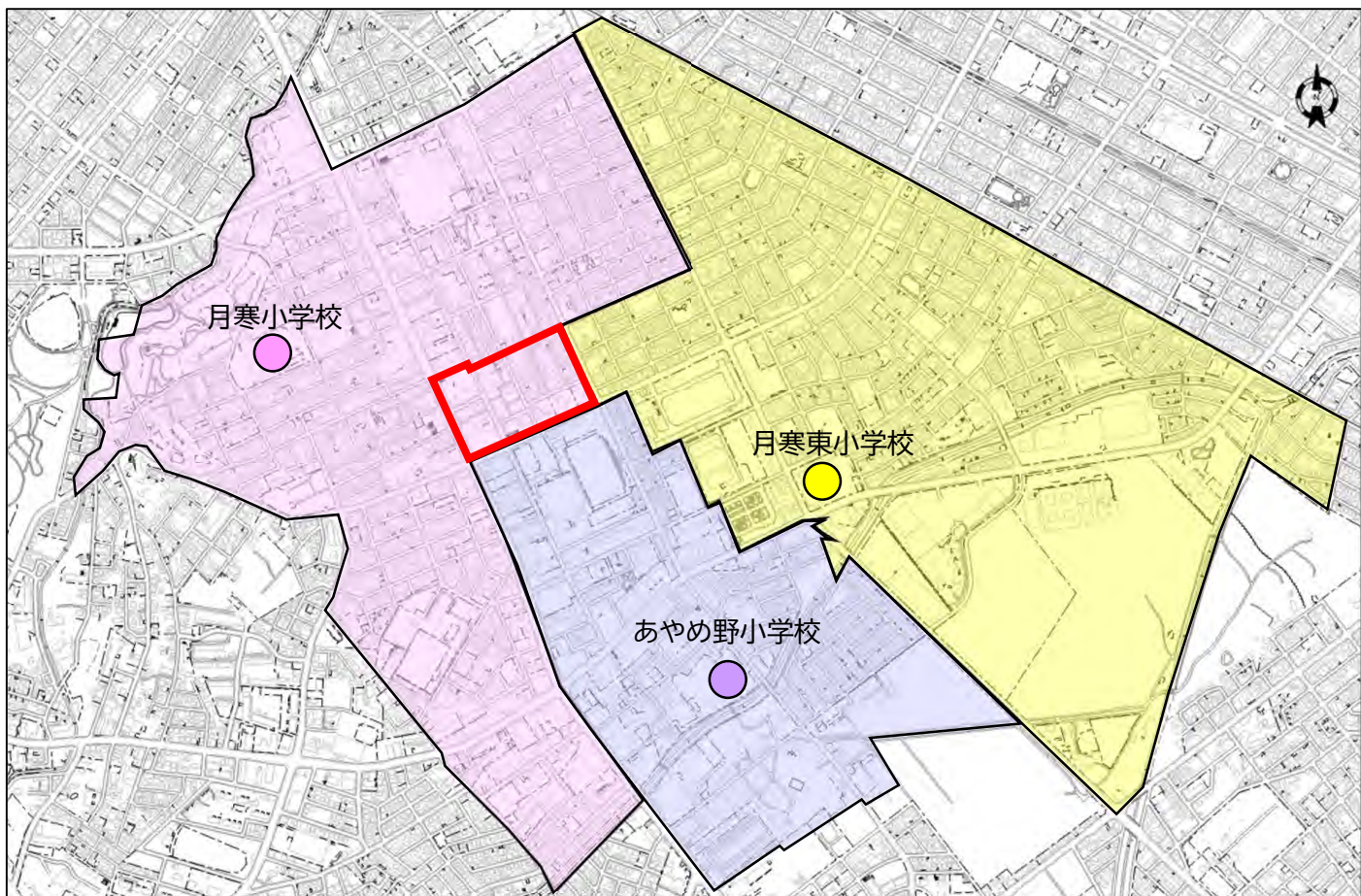
月寒東小学校

豊平区 月寒東 2 条 7 丁目 月寒東 2 条 8 丁目(3 番) 月寒東 2 条 9 丁目(7 番～8 番) 月寒東 2 条 10 丁目(3 番 3 号～38 号 4 番) 月寒東 2 条 11 丁目(9 番 11 号)	月寒東 3 条 3 丁目～10 丁目 月寒東 3 条 11 丁目(1 番 3 番 15 番) 月寒東 4 条 6 丁目～11 丁目 月寒東 5 条 5 丁目～14 丁目
---	---

月寒小学校

豊平区 月寒中央通 1 丁目(1 番) 月寒中央通 2 丁目(1 番) 月寒中央通 3 丁目～6 丁目 月寒中央通 7 丁目(1 番～5 番) 月寒中央通 8 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 9 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 10 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 11 丁目(1 番～3 番)	月寒東 1 条 3 丁目～6 丁目 月寒東 2 条 3 丁目～6 丁目 月寒西 1 条 2 丁目～11 丁目 月寒西 2 条 4 丁目～7 丁目 月寒西 3 条 4 丁目～6 丁目 月寒西 3 条 7 丁目(1 番～2 番) 月寒西 4 条 5 丁目
---	---

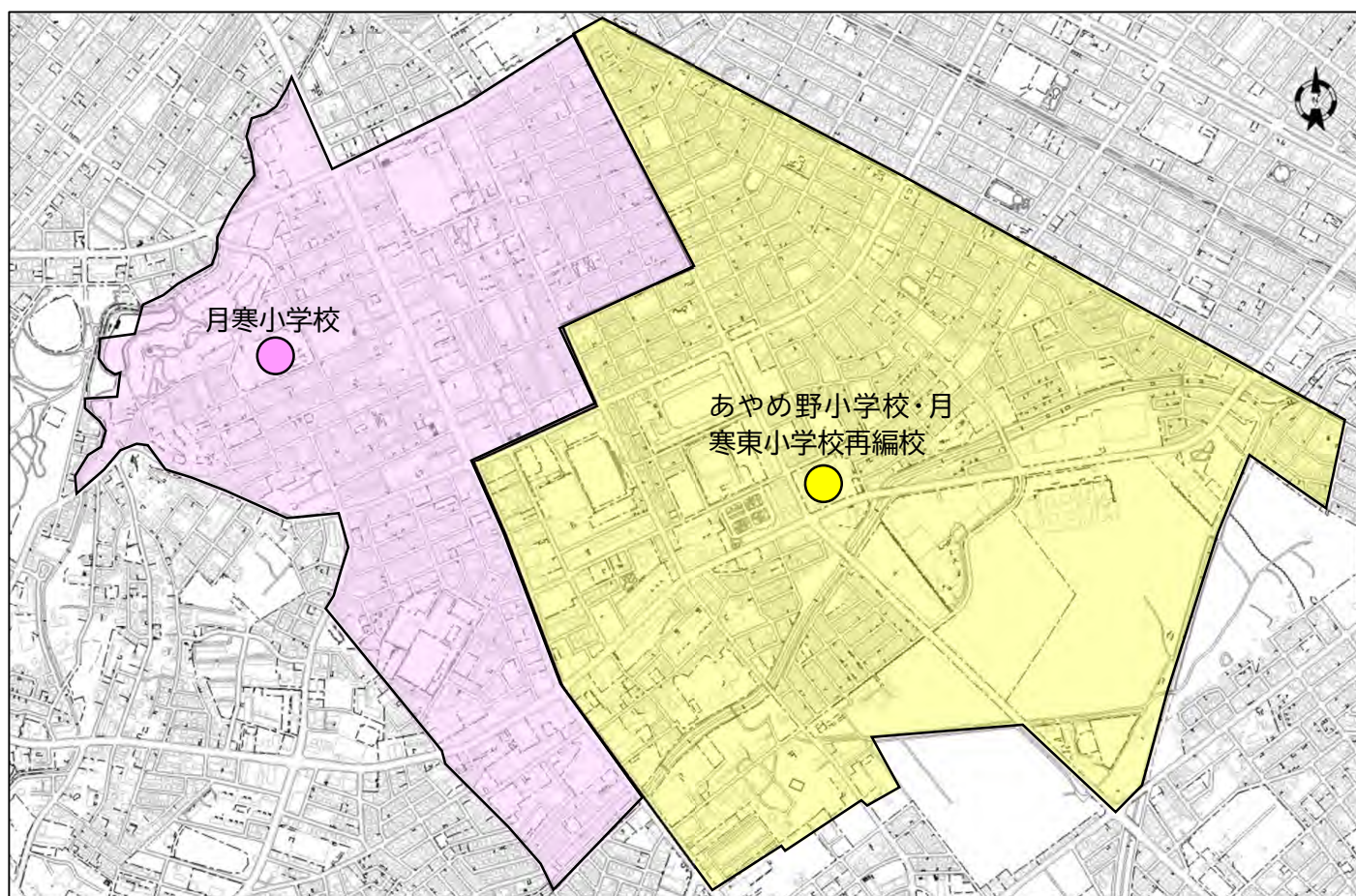
別紙図面2 変更後の小学校通学区域及び指定変更区域



赤字表記は変更となる部分

あやめ野小学校	
豊平区 月寒中央通 8 丁目(3 番～4 番) 月寒中央通 9 丁目(3 番) 月寒中央通 10 丁目(3 番～6 番) 月寒中央通 11 丁目(4 番～7 番) 月寒東 1 条 8 丁目～13 丁目 月寒東 2 条 8 丁目(1 番～2 番 4 番～5 番)	月寒東 2 条 9 丁目(1 番～6 番) 月寒東 2 条 10 丁目(1 番～2 番 3 番 1 号～2 号 39 号～44 号) 月寒東 2 条 11 丁目(9 番 11 号を除く) 月寒東 2 条 12 丁目 月寒東 2 条 13 丁目(1 番～2 番 4 番～5 番)
月寒東小学校	
豊平区 月寒東 2 条 7 丁目 月寒東 2 条 8 丁目(3 番) 月寒東 2 条 9 丁目(7 番～8 番) 月寒東 2 条 10 丁目(3 番 3 号～38 号 4 番) 月寒東 2 条 11 丁目(9 番 11 号)	月寒東 3 条 3 丁目～10 丁目 月寒東 3 条 11 丁目(1 番 3 番 15 番) 月寒東 4 条 6 丁目～11 丁目 月寒東 5 条 5 丁目～14 丁目
月寒小学校	
豊平区 月寒中央通 1 丁目(1 番) 月寒中央通 2 丁目(1 番) 月寒中央通 3 丁目～6 丁目 月寒中央通 7 丁目 月寒中央通 8 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 9 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 10 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 11 丁目(1 番～3 番) 月寒東 1 条 3 丁目～7 丁目 月寒東 2 条 3 丁目～6 丁目	月寒西 1 条 2 丁目～11 丁目 月寒西 2 条 4 丁目～7 丁目 月寒西 3 条 4 丁目～6 丁目 月寒西 3 条 7 丁目(1 番～2 番) 月寒西 4 条 5 丁目 ※通学区域のうち、下記の区域はあやめ野小学校と選択 できる指定変更区域。 月寒中央通 7 丁目(6 番～8 番) 月寒東 1 条 7 丁目

別紙図面3 学校再編後の小学校通学区域



赤字表記は変更となる部分

あやめ野小学校・月寒東小学校再編校

豊平区

月寒中央通 8 丁目(3 番～4 番)
 月寒中央通 9 丁目(3 番)
 月寒中央通 10 丁目(3 番～6 番)
 月寒中央通 11 丁目(4 番～7 番)
 月寒東 1 条 8 丁目～13 丁目
 月寒東 2 条 7 丁目～12 丁目

月寒東 3 条 3 丁目～10 丁目
 月寒東 3 条 11 丁目(1 番 3 番 15 番)
 月寒東 4 条 6 丁目～11 丁目
 月寒東 5 条 5 丁目～14 丁目

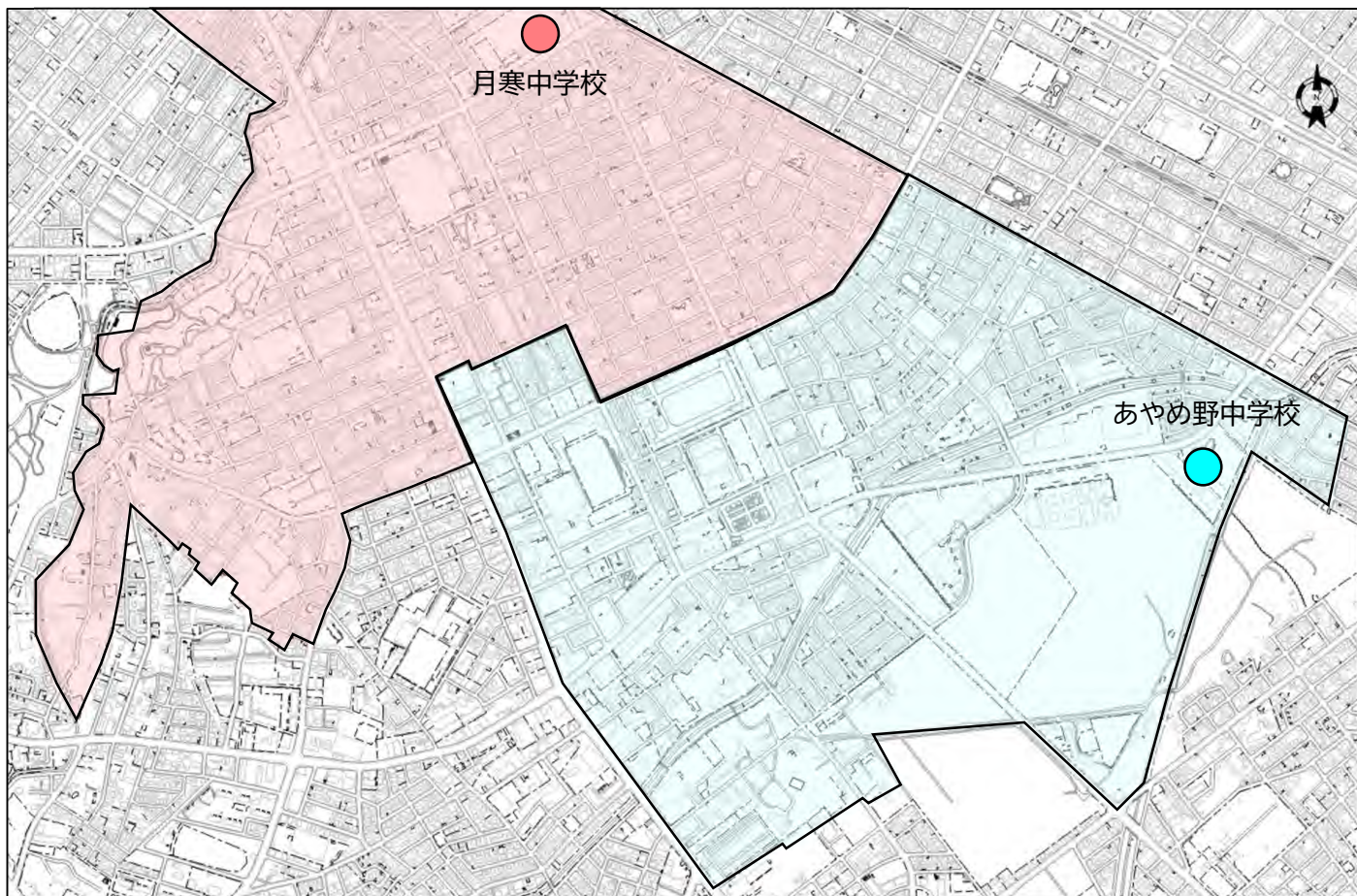
月寒小学校

豊平区

月寒中央通 1 丁目(1 番)
 月寒中央通 2 丁目(1 番)
 月寒中央通 3 丁目～6 丁目
 月寒中央通 7 丁目
 月寒中央通 8 丁目(1 番～2 番)
 月寒中央通 9 丁目(1 番～2 番)
 月寒中央通 10 丁目(1 番～2 番)
 月寒中央通 11 丁目(1 番～3 番)

月寒東 1 条 3 丁目～7 丁目
 月寒東 2 条 3 丁目～6 丁目
 月寒西 1 条 2 丁目～11 丁目
 月寒西 2 条 4 丁目～7 丁目
 月寒西 3 条 4 丁目～6 丁目
 月寒西 3 条 7 丁目(1 番～2 番)
 月寒西 4 条 5 丁目

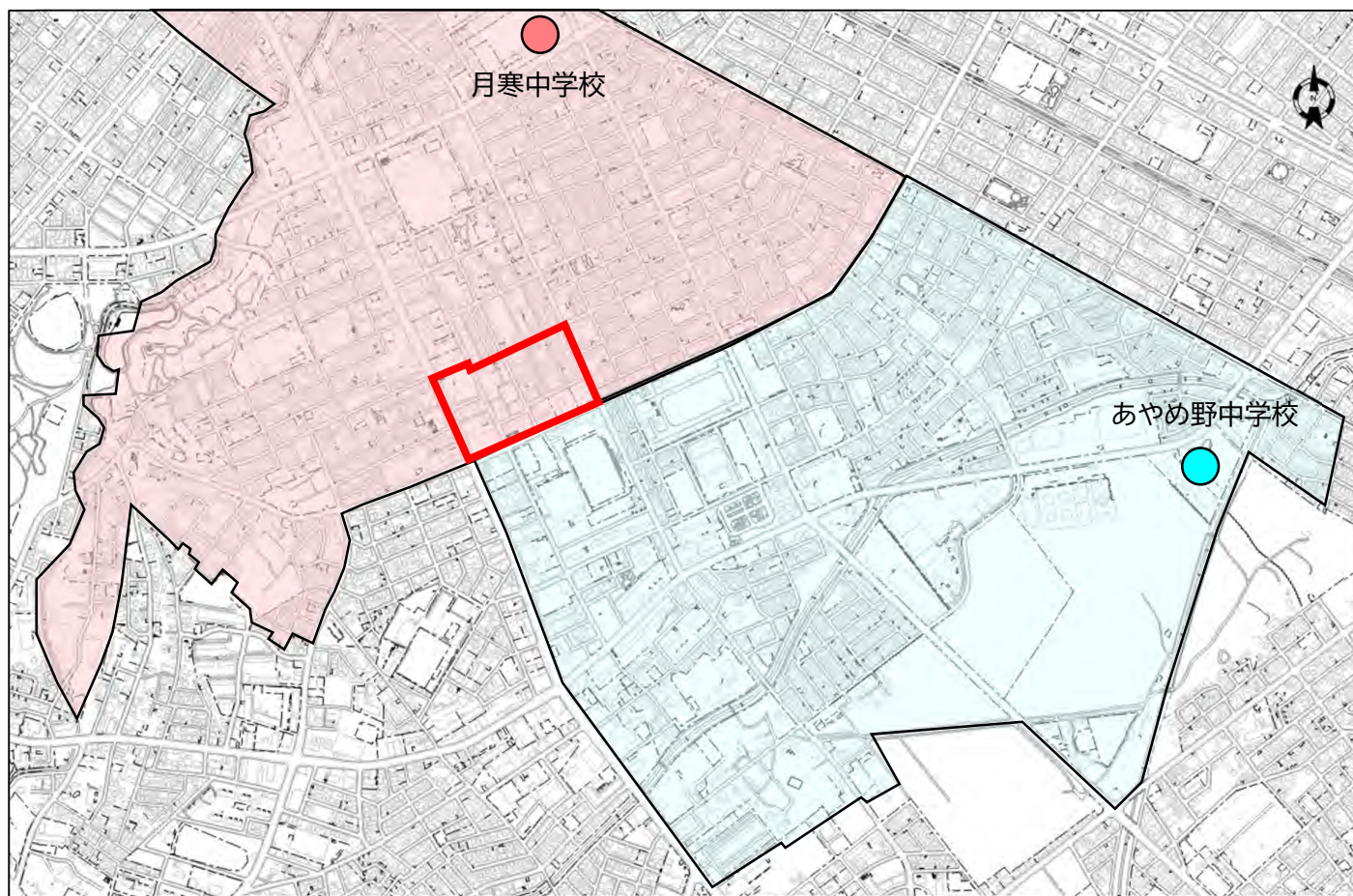
別紙図面4 現状の中学校通学区域



月寒中学校	
豊平区 美園1条1丁目～8丁目 美園2条1丁目～8丁目 美園3条1丁目(1番) 美園3条2丁目(1番) 美園3条3丁目(1番) 美園3条4丁目～8丁目 美園4条4丁目～8丁目 月寒中央通1丁目～6丁目 月寒中央通7丁目(1番～5番) 月寒東1条1丁目～6丁目 月寒東2条1丁目～7丁目 月寒東3条3丁目～7丁目 月寒東4条6丁目～7丁目	月寒東5条5丁目～7丁目 月寒西1条2丁目～7丁目 月寒西2条4丁目～8丁目 月寒西3条4丁目～8丁目 月寒西3条9丁目(1番～5番 6番1号～5号 8号～10号) 月寒西4条5丁目～6丁目 月寒西4条7丁目(3番1号～11号 30号～33号 4番) 月寒西5条6丁目 月寒西5条7丁目(1番～3番) 月寒西5条8丁目(1番～3番) 月寒西5条10丁目(1番)

あやめ野中学校	
豊平区 月寒中央通7丁目(6番～8番) 月寒中央通8丁目(3番～4番) 月寒中央通9丁目(3番) 月寒中央通10丁目(3番～6番) 月寒中央通11丁目(4番～7番) 月寒東1条7丁目～13丁目	月寒東2条8丁目～12丁目 月寒東2条13丁目(1番～2番 4番～5番) 月寒東3条8丁目～10丁目 月寒東3条11丁目(1番 3番 15番) 月寒東4条8丁目～11丁目 月寒東5条8丁目～14丁目

別紙図面5 変更後の中学校通学区域及び指定変更区域



赤字表記は変更となる部分

月寒中学校	
豊平区 美園1条1丁目～8丁目 美園2条1丁目～8丁目 美園3条1丁目(1番) 美園3条2丁目(1番) 美園3条3丁目(1番) 美園3条4丁目～8丁目 美園4条4丁目～8丁目 月寒中央通1丁目～6丁目 月寒中央通7丁目 月寒東1条1丁目～7丁目 月寒東2条1丁目～7丁目 月寒東3条3丁目～7丁目 月寒東4条6丁目～7丁目 月寒東5条5丁目～7丁目 月寒東5条5丁目～7丁目 月寒西1条2丁目～7丁目	月寒西2条4丁目～8丁目 月寒西3条4丁目～8丁目 月寒西3条9丁目(1番～5番 6番1号～5号 8号～10号) 月寒西4条5丁目～6丁目 月寒西4条7丁目(3番1号～11号 30号～33号 4番) 月寒西5条6丁目 月寒西5条7丁目(1番～3番) 月寒西5条8丁目(1番～3番) 月寒西5条10丁目(1番) ※通学区域のうち下記の区域は、あやめ野小学校児童はあやめ野中学校を選択できる指定変更区域。 月寒中央通7丁目(6番～8番) 月寒東1条7丁目
あやめ野中学校	
豊平区 月寒中央通8丁目(3番～4番) 月寒中央通9丁目(3番) 月寒中央通10丁目(3番～6番) 月寒中央通11丁目(4番～7番) 月寒東1条8丁目～13丁目 月寒東2条8丁目～12丁目	月寒東2条13丁目(1番～2番 4番～5番) 月寒東3条8丁目～10丁目 月寒東3条11丁目(1番 3番 15番) 月寒東4条8丁目～11丁目 月寒東5条8丁目～14丁目